

個人情報の第三者提供（黙示の同意）について

個人情報保護法では、あらかじめ本人の同意を得ないで、個人情報を第三者に提供してはならないとされていますが、厚生労働省のガイドラインにより、被保険者等への保険給付等のために通常必要な範囲の利用目的のうち、被保険者等にとって利益となるもの、または医療費通知など健保組合の負担が膨大であるうえ、明示的な同意を得ることが必ずしも被保険者等本人にとって合理的であるとは言えないものの利用範囲について、ホームページへの掲載等により明らかにしておき、被保険者等から特段明確な反対、留保の意思表示がない場合には、黙示による包括的な同意が得られていると解釈できることになっています。

したがって、当健保組合では、以下の事項について、包括的な同意とさせていただきますので、同意をされない方につきましては、当健保組合にご連絡ください。

- ・「医療費のお知らせ」を世帯単位でまとめて行うこと
- ・「資格情報のお知らせ」を世帯単位でまとめて行うこと